

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令案について  
(概要)

厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
医療費適正化対策推進室

1. 改正の趣旨

- 今般、令和8年特別国会に提出している健康保険法等の一部を改正する法律案(以下「改正法案」という。)が国会審議を経て成立した場合には、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)第20条が改正され、特定健康診査等実施計画に基づき、40歳以上の加入者に対して行うものとされている特定健康診査について、加入者がこれに相当する診査を受けた場合の当該診査の結果の提供は、厚生労働省令で定めるところにより当該結果の記録の写しによるものとするものとされる予定である。
- 上記の高確法の改正を踏まえ、特定健康診査に相当する診査を受けた場合の当該診査の結果の提出方法について規定する。

2. 改正の概要

- 改正法案による改正後の高確法第20条の規定により、特定健康診査に相当する診査を受け、その結果の記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された当該結果の記録を記録した光ディスクを提供する方法その他の適切な方法により行うものとする。

3. 根拠条項

- 改正法案第8条による改正後の高確法第20条

4. 施行期日等

- 公布日：令和8年6月(予定)
- 施行期日：公布日(改正法案の公布日)